

# デジタルヘルス・人工知能にかかわる法と倫理

## Legal and Ethical issues on Digital Health and Artificial Intelligence

松尾剛行

Takayuki Matsuo

桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー弁護士(第一東京弁護士会), NY州弁護士, 博士(法学), 慶應義塾大学講師(非常勤), 中央大学講師(非常勤), 学習院大学講師(非常勤), 九州大学講師(非常勤), 順天堂大学医学部(ゲスト講師)

### KEYWORDS

- デジタルヘルス
- 人工知能 (AI)
- 法律上のリスク
- 倫理の問題

デジタルヘルス(デジタルヘルスケア)とは、eHealthや、さらには人工知能(AI)、ビッグデータ、ゲノミクス等の分野におけるコンピュータサイエンスの利用等の先進領域を包括する語である。デジタルヘルスの進展に伴う法律上および倫理上の問題を概観したい。まず、本稿で念頭に置く比較的シンプルな事例を提示し、デジタルヘルス・AIにかかわる法律上のリスクを概観し、次に、上記事例に関する具体的な検討を行い、最後に倫理について言及する。

### はじめに

デジタルヘルス(デジタルヘルスケア)とは、eHealthや、さらには人工知能(AI)、ビッグデータ、ゲノミクス等の分野におけるコンピュータサイエンスの利用等の先進領域を包括する語である<sup>1)</sup>。デジタルヘルスの進展に伴う法律上および倫理上の問題を概観したい<sup>2)・注1)</sup>。まず、本稿で念頭に置く比較的シンプルな事例を提示し[1]、デジタルヘルス・AIにかかわる法律上のリスクを概観し[2]、次に、上記事例に関する具体的な検討を行い[3]、最後に倫理について言及する[4]<sup>3)・注2)</sup>。

### 1 事例

医療スタートアップAは、AIによる画像診断支援シ

ステム(本件システム)を開発し、病院を運営する医療法人Bに対し提供した。Bに所属する医師Cは、患者Dに対して、本件システムを利用したところ、①本件システムが誤った画像診断結果を示し、これにつられてCも誤診をし、その時点で適切な対応をしていればDの5年後生存率は90%であったのに、1年後にDが異常に気づいた時にはすでに手遅れとなり、Dは死亡した、②本件システムのデータが漏洩し、Dのデータが漏洩してしまった。

## 2 デジタルヘルス・人工知能にかかわる法律上のリスクの概観

### 1. 民事法

民事法としては民法(契約法、不法行為法)と製造物責任法が重要となる。

契約法は、契約関係にある当事者間で問題となる。例

注1) なお、筆者はムーンショット型研究開発事業「身体的能力と知覚能力の拡張による身体の制約からの解放」(Internet of Brains)プロジェクト研究参加者であるところ、この分野における法律問題については、文献2を参照されたい。

注2) 本稿の作成にあたって、著者が共著した文献3の内容を大幅に簡略化した上で、最新の情報に基づき加筆している。法律の側面におけるより詳しい解説は同書を参照されたい。